

固定資産価格通知書 交付廃止のお知らせ

市内の不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請の際に必要となる、登録免許税算定用の「固定資産価格通知書」の交付を廃止します。

廃止年月日
令和7年12月26日(金)

【登録免許税の算定に代替可能な帳票等】

- 固定資産税 都市計画税 課税明細書（毎年5月に納税義務者へ送付）
- 固定資産 名寄帳（手数料 200 円 / 1 納税義務者）
- 固定資産 評価証明書（手数料 200 円 / 1 納税義務者）

※ 代理人の方が申請する場合は、代理人の本人確認書類と所有者または相続人等からの委任状が必要です。

※ 賦課期日（1月1日）以降に所有権が移転している場合は、所有者の変更が確認できる登記簿謄本等の写しが必要です。

※ 所有者が亡くなっている場合は、申請者が相続人であることが確認できる戸籍謄本等の写しが必要です。

豊川市 財務部 資産税課

